

ハラスメント防止対策に関する指針

有限会社京成ケアサービス

(基本的考え方)

- 1, 有限会社京成ケアサービスは、高齢者に対してより良い介護を実現するために、職場及び介護の現場におけるハラスメントを防止するために、本方針を定めることとする。
- 2, 本方針におけるハラスメントとは、下記を言う。

職 場	(1) パワーハラスメント 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。 ① 身体的な攻撃(暴行・障害) ② 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言) ③ 人間関係の切り離し(隔離・仲間外し・無視) ④ 過少な要求(仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる) ⑤ 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害) ⑥ 個の侵害(私的なことに過度に立ちいること) (2) セクシャルハラスメント ① 性的な内容の発言(性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど) ② 性的な行動(性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど)
介護現場	利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさす。 (1)身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む) 例:物を投げる、叩かれる、蹴られる (2)精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけ

	たり、貶めたりする行為) 例:大声を出す、理不尽な要求をする (3)セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)
--	--

(職場におけるハラスメント対策)

- 3, 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記2に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。
 - (1)円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。
 - (2)特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
- 4, ハラスメント防止のために、年1回は本基本指針を徹底するなどハラスメント研修を行う。
- 5, ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、管理者が窓口を担当する。
 - (1)ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。
 - (2)ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保障する。
 - (3)ハラスメントの判断や対応は、代表取締役が出席する管理者会議で検討する

(介護現場におけるハラスメント対策)

- 6, 職員による利用者・家族等へのハラスメント及び利用者・家族等によるハラスメント防止に向け、次の対策を行う。
 - (1)下記の点をサービス利用者・家族に周知する。
 - ① 事業所が行うサービスの範囲及び費用
 - ② 職員に対する金品の心付けのお断り
 - ③ サービス提供時のペットの保護(ゲージに入れる、首輪でつなぐなど)
 - ④ サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に管理者に連絡いただく
 - ⑤ 職員へのハラスメントを行わないこと
- 7, 利用者・家族等から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族等に何らかの異変があった場合は、上司及び管理者に報告・相談を行う。
- 8, 管理者は相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、代表取締役が出席する管理者会議で検討をし、必要な対応を行う。

(職員研修)

9, 下記の事項について、入職時及び年1回研修を行う。

- ① 本基本方針
- ② 介護サービスの内容
 - ・契約書や重要事項説明書の利用者への説明
 - ・介護保険制度や契約の内容を超えたサービス提供はできないこと
 - ・利用者に対し説明をしたものの、十分に理解されていない場合の対応
 - ・金品などの心付けのお断り
- ③ 服装や身だしなみとして注意すべきこと
- ④ 職員個人の情報提供に関して注意すべきこと
- ⑤ 利用者・家族等からの苦情・要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること
- ⑥ ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること
- ⑦ その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること、その場合には速やかに報告・相談すること

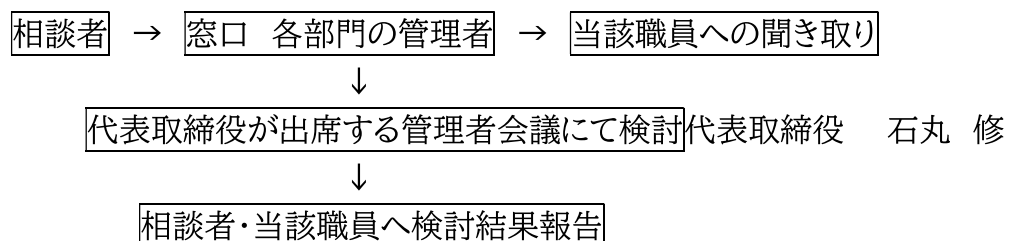
(ハラスメント相談窓口)

10, ハラスメント相談窓口は下記の通りとする。

① 相談窓口

有限会社京成ケアサービス 居宅介護支援部門・管理者 鈴木 政美
連絡先 047-323-7172 訪問介護部門・管理者 粕川 隆司

京成ケアサービス曾谷 居宅介護支援部門・管理者 石井 由美子
連絡先 047-374-8885 訪問介護部門・管理者 神門 和子



附則 この規程は令和4年4月1日より施行する